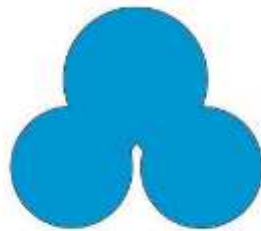


洲本市いじめ防止基本方針



～ いじめを許さない いじめに負けない すもとっ子 ～

目次

| | |
|------------------------------|-----|
| 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 | P.1 |
| 基本方針のねらい | |
| いじめの定義 | |
| 基本理念 | |
| 2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 | P.1 |
| 洲本市における対策 | |
| 1 推進体制 | P.1 |
| 2 未然防止 | P.2 |
| 3 早期発見 | P.2 |
| 4 早期対応 | P.2 |
| 学校における対策 | |
| 1 いじめ防止基本方針の策定と校内組織の設置 | P.3 |
| 2 未然防止 | P.3 |
| 3 早期発見 | P.4 |
| 4 早期対応 | P.4 |
| 家庭における対策 | P.5 |
| 関係機関における対策 | P.5 |
| 地域における対策 | P.5 |
| 3 いじめの防止等に関する措置 | P.6 |
| 洲本市における対策 | |
| 学校における対策 | |
| 4 重大事態への対処 | P.7 |
| 洲本市における対策 | |
| 学校における対策 | |
| 5 取組の評価・検証 | P.8 |
| 洲本市における対策 | |
| 学校における対策 | |

洲本市いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

〔基本方針のねらい〕

全ての子どもがいじめを行わず、いじめを放置することがないように、市民総がかりでいじめに対峙するための洲本市の基本的な方針等を示す。

〔いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）〕

いじめとは、児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、対象になった児童生徒が、心身の苦痛を感じているものをいう。

〔基本理念〕

いじめが全ての児童生徒に関係する問題であること、教育を受ける権利を著しく侵害し心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることに鑑み、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を市民総がかりで総合的かつ効果的に推進する。

- ・いじめは、人権侵害であり、人間として許されない、卑怯な行為であることをわからせるとともに、いじめを許さない心、いじめに屈しない心を持った人間を育てる。
- ・いじめ根絶は、学校だけで完結するものではなく、児童生徒、家庭、地域、関係する機関等が一体となって取り組む。

2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

◇ 洲本市における対策

1 推進体制

(1) 洲本市いじめ問題対策連絡協議会

いじめの防止等に関する機関及び団体と連携し、迅速・的確な情報共有による協力支援体制を充実させるため、いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき条例の定めるところにより「洲本市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

この連絡協議会は、公立学校、教育委員会、こども家庭センター、法務局、警察、その他関係者により構成し、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携について、本市における個別の事案対応等への活用促進を図る。

(2) 洲本市いじめ問題対策推進チーム

洲本市教育委員会は、いじめ防止対策推進法第14条第3項に規定する附属機関として、条例に基づき洲本市いじめ問題対策推進チームを設置し、その内容について規則で定める。推進チームでは次の取組を実施する。

- ① 洲本市いじめ基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行う。
- ② 重大事態が発生した際に、同種の事態の発生の防止に資するため、適切な方法により速やかに調査を行う。
- ③ 重大事態が発生した際に、関係者に対し速やかに支援を行う。

2 未然防止

- (1) 全ての教育活動を通じた人権教育や道徳教育及び体験活動等の一層の充実を図り、学校の教育活動全体を通じて豊かな心が育成されるよう各学校を指導する。
- (2) 保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめが子どもたちの心身に及ぼす影響、いじめ防止の重要性、いじめに関する相談制度又は救済制度等についての広報や啓発を行う。
- (3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の一層の推進を図る。
- (4) 学校が実施するいじめの防止等のための活動を積極的に支援する。
- (5) いじめの防止等に関わる教職員の対応能力向上に向けた研修を企画・実施する。
- (6) いじめの防止等学校課題解決のための教職員組織の充実に努める。
- (7) いじめの防止等のための対策の実施の状況について、調査研究及び検証を行い、その成果を普及する。

3 早期発見

- (1) 学校における教育相談体制を整備し、児童生徒と保護者の心の相談に当たるとともに、教職員に対する相談支援を行う。
- (2) 県、市及び関係機関が設置するいじめに関する相談・通報窓口の啓発を図る。
(相談窓口)
 - ・教育相談（洲本市教育委員会学校教育課）
 - ・相談窓口（洲本市立青少年センター）
 - ・教育相談窓口（淡路教育事務所）
 - ・ひょうごっ子悩み相談センター（兵庫県教育委員会）
 - ・ひょうごっ子 SNS 悩み相談（兵庫県教育委員会）
 - ・ひょうごっ子〈いじめ・体罰・子ども安全〉相談 24 時間ホットライン（兵庫県教育委員会）
 - ・ひょうごユースケアネットほっとらいん相談（兵庫県）
 - ・ひょうご地域安全 SOS キャッチ電話相談（兵庫県）
 - ・ヤングトーク（兵庫県警察少年相談室）
 - ・「子どもの悩みごと相談」（兵庫県弁護士会）
 - ・子どもの人権 110 番（法務局）
 - ・いのちの電話（厚生労働省）
- (3) いじめ対応マニュアル等により、学校における調査等の充実を図る。

4 早期対応

- (1) 学校との定期的な情報共有やいじめ認知件数の把握を行う。
- (2) 深刻ないじめが発生した場合、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することを最優先に、問題解決に向けた学校への指導助言等、必要な支援を行うとともに、解決が困難な事案については、教育委員会が主導し、早期解決を図る。
- (3) 学校だけでは解決が困難な事案については、必要に応じて専門家・関係機関へ支援を要請する。

◇ 学校における対策

1 いじめ防止基本方針の策定と校内組織の設置

(1) 学校いじめ防止基本方針

- ① いじめの未然防止、早期発見・早期対応の一連の対応、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容について実効性を持つよう、具体的な実施計画や実施体制を定める。
- ② 積極的に公開し、家庭や地域に理解を得るとともに、学校全体で点検し、必要に応じて見直す PDCA サイクルを盛り込む。
- ③ 策定にあたっては、校長を中心に教職員全員が検討するのみならず、児童生徒、保護者、地域住民等の意見を取り入れる。

(2) いじめ対応チーム等校内組織

- ① いじめの問題への対応に当たっては、学級担任等が一人で抱え込むことなく、学校全体で組織的に取り組むために、中核となる校内組織を設置する。この校内組織は、校務分掌に明確に位置づけるとともに、実効ある組織とする。
- ② この組織には、次の機能が必要である。
 - i) 学校いじめ防止基本方針の策定や見直し
 - ii) いじめの防止対策のための年間計画の作成・実施
 - iii) いじめに関する児童生徒、保護者及び地域に対する意識啓発
 - iv) いじめの相談・通報窓口としての役割とその周知
 - v) いじめの情報や問題行動等に係る情報の収集と記録
 - vi) いじめの情報やいじめが疑われる情報があった時の判断と迅速な対応
 - vii) いじめ防止等について PDCA サイクルによる検証・改善等
 - viii) いじめに関する校内研修の企画

(3) 研修などによるいじめ対応能力の向上

- ① 全教職員に法令の趣旨や法令に基づく対応を周知するよう研修などの充実を図る。
- ② 心の教育総合センターが開発した「いじめ未然防止プログラム」の活用や、いじめの具体的事例をもとにした校内研修を充実させる。

2 未然防止

- (1) 児童生徒にとって、学校が本当の意味での喜びが得られるような教育活動を推進することが、いじめの未然防止の原点であるとの認識のもと、学校をあげていじめ防止に取り組む。
- (2) いじめ防止に視点をあてた学校経営、学級経営等は、児童生徒が安心して学校生活が送れることにつながり、学力向上などの教育目標の実現につながるとの理念に基づき、積極的にいじめ防止指導に努める。
- (3) 校長のリーダーシップの下、「いじめ対応マニュアル」を使用した研修を年に複数回実施し、年度当初に「いじめ防止基本方針」を策定し、年間を通じた総合的ないじめ防止のための取組の一層の充実を図る。
- (4) 校長は、年度当初、いじめ根絶のための宣言などを行い、そのうえで、「いじめ防止基本方針」についての説明や意見交換をする機会を設けるなどにより児童生徒、保護者、地域住民等が関わる仕組みを構築する。
- (5) 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図り、当事者の立場に立って他者を自分と同じように尊重する心やいじめに対する正しい理解に基づき行動する態度を育成する。
- (6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の充実を図る。
- (7) 児童生徒自らが、いじめの問題性に気づき、考え、防止に向けて行動を起こせるような主体的な取組を推進する。
- (8) 規範意識を醸成し、確固とした自分の考えを主張できる児童生徒を育成するため、授業改善などを通じた取組を推進する。
- (9) いじめ防止は、人権を守る取組であり、それと矛盾する教職員による体罰や暴言等はない。教職員全員が人権に関する感度を上げて児童生徒の指導にあたる。
- (10) 異校種間や学校間の連携により配慮を要する児童生徒の情報共有を行う。特に、中学校区内の各小学校からの生徒指導の内容を各教員が共有し、一貫した指導体制を確立する。
- (11) 情報モラル教育の充実を推進するとともに、子どもにスマートフォン等を持たせる際の保護者の責務を周知する。

3 早期発見

- (1) 教職員が人権感覚を磨き、日常の中での気づきや、ささいな言動から、心の叫びを敏感に感じ取れるよう、共感的に児童生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドの向上など、対応能力の向上に努める。
- (2) 目の届きにくい場所の点検、チェックリストによる観察、教育相談を行うとともに、教室等に相談窓口の案内を掲示するなど、実態把握に努める。
- (3) 教育相談週間やアンケート調査を実施するなど、いじめの兆候となる情報を計画的に収集、記録し、教職員間で共有する。アンケート調査については、記入しやすい環境を整えたうえで実施するよう留意する。
- (4) 相談しやすい環境づくりに努める。

- (5) 訴えがあった場合には、まず、児童生徒のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止め、心の安定を図る。また、最後まで守り抜くことを伝えるなど、安心感を持たせるよう配慮する。
- (6) 保護者の訴えについては、日頃から保護者と連携し、信頼関係を築いた上で、保護者の心情を十分に理解し、対応する。
- (7) 教育相談で得た児童生徒の個人情報への保護の取扱いについては、明確にしておく。

4 早期対応

- (1) 「いじめ対応チーム」を中心に、校長の指示のもと、指導に当たっては組織的に対応する。
- (2) いじめを受けている児童生徒を守るとともに、心配や不安を取り除き、解決への希望や自分に対する自信を持たせる。
- (3) その保護者には、その日の内に面談し、事実関係を伝える。
- (4) その保護者の不安な気持ちを共感的に受け止め、早急に今後の指導方針を伝え、今後の対応について協議を行う。更に、児童生徒及びその保護者には適時、適切な方法で経過報告をする。
- (5) いじめを行っている児童生徒へは、人間的成長につながる、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめが非人道的行為であることやいじめを受けている側の気持ちを認識させる。
- (6) その保護者には、早急に面談し、事実関係や相手の児童生徒、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼する。
- (7) 心理的な孤立感・疎外感を与えないよう加害児童生徒の心情や言い分を十分聴いた上で、一定の教育的配慮の下、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察との連携による措置も含め対応する。
- (8) 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として「いじめは決して許さない」という毅然とした指導を行う。
- (9) 「観衆」として囃し立てたり面白がったりする存在や、いじめに暗黙の了解を与えてしまう「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。特に、「傍観者」からいじめを抑止する「仲裁者」への転換を促す。
- (10) スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を活用して専門的・多角的な支援を行う。
- (11) 速やかに教育委員会へ報告し、組織的に対応し、迅速に問題の解決にあたる。

◇ 家庭における対策

- (1) 保護者は、子どもたちへの教育の第一義的責任を有する。保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努める。また、保護者は国、地方公共団体、学校設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

- (2) いじめに関わる心配などがある場合には、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関等と連携するよう努める。
- (3) 一人一人の子どもの個性をかけがえのないものとして尊重し、得意とする分野を豊かに伸ばし、積極的な生き方を身につけさせる家庭教育を進める。
- (4) 家族そろって地域の行事等に積極的に参加することにより、先輩や友人、年少の子どもたちとのふれあいを通して人間関係を結ぶ力を育む。
- (5) 基本的な倫理観、自立心などとともに、他者を思いやることや生命の大切さを教える。
- (6) 子どもの変化に気づくことができる親子関係を築く。
- (7) 保護者向け啓発資料等を活用し、いじめが重大な人権侵害であることを教える。
- (8) 学校との連携の下、法令等に規定された保護者の責務に関する理解を深めるとともに、インターネットやスマートフォン等の使用時間や活用方法等について、家庭のルールづくりを行い、実行する。

◇ 関係機関における対策

- (1) 児童生徒の健全な成長を願い、そのための取組を行う機関や団体等においても、いじめ防止等のための取組を推進する。
- (2) 学校、保護者、教育委員会等との連携を図る。

◇ 地域における対策

- (1) いじめは校外において行われることもあり、登下校時中などをはじめ、地域として児童生徒を温かく見守る取組を推進する。
- (2) 学校、保護者、教育委員会等との連携を図る。
- (3) 「地域の子どもは地域で守り育てる」という地域が本来持つ教育的機能の活性化を図る。
- (4) 児童生徒が地域という学校以外の人間関係の中での遊びや活動を通して、人間としての在り方・生き方を学ぶ機会をつくる。
- (5) 地域の大人から認められることで、児童生徒の自己有用感が育まれる人間的な成長を促す。
- (6) いじめの問題は社会全体で取り組む問題であるという認識の下、学校への情報提供など学校や家庭との連携を推進する。また、子育て支援の活動を地域に広げていく。
- (7) 学校・教育委員会等の資料を活用し、地域の会合等で大人社会の有り様も含め多様ないじめの問題がもたらす影響について理解を広げる。

3 いじめの防止等に関する措置

◇ 洲本市における対策

- (1) 市をあげていじめ防止に重点的に取り組んでいるとしても、いじめは起こり得るという考えのもと対応の充実を図る。
- (2) 学校と連携し、いじめの早期発見に努める。

- (3) 生徒指導に係る体制や相談体制の充実に努め、学校の求めに応じて必要な措置を講ずる。
- (4) いじめを受けた児童生徒のみならず、他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った児童生徒の保護者に対し、当該児童生徒の出席停止を命じることがある。
- (5) いじめが複数の学校に関係する場合には、学校相互間の連携協力体制の整備を行う。
- (6) 関係者、関係機関との連携を図る。

◇ 学校における対策

- (1) 学校をあげていじめ防止に取り組んでいるとしても、いじめは起こり得るという考えのもと対応の充実に努める。
- (2) いじめの早期発見のための定期的な調査を実施する。
- (3) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。特に、児童生徒の身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請する。
- (4) 在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無などの確認をし、その結果を教育委員会に報告する。
- (5) いじめを確認した際には、いじめをやめさせ、再発を防止するため、専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒や保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- (6) いじめを行った児童生徒については、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じることがある。
- (7) いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起こらないように配慮する。
- (8) 校長及び教員は、いじめを行っている児童生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、適切な懲戒を加える場合がある。
- (9) 客観的な事実に基づいた記録を残し、指導に反映させる。

4 重大事態への対処

◇ 洲本市における対策

- (1) いじめにより次に掲げる場合には、その事態に対処し同種の事態の発生の防止に資するため、調査委員会を設けて、適切な方法により速やかに調査を行う。
 - 一 在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 在籍する児童生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (2) 重大事態発生の場合には、速やかに関係者に対し支援を行う。
- (3) 重大事態に関わる調査を行った際には、その結果を市長に報告する。

- (4) 重大事態の調査の結果を踏まえ、重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のための必要な措置を講じる。
- (5) 市長は、重大事態に関わる調査に対して再調査を行うことがある。
- (6) 重大事態に関わる調査に対して再調査が行われた際には、この調査の結果を議会に報告する。

◇ 学校における対策

- (1) いじめにより次に掲げる場合には、その事態に対処し同種の事態の発生の防止に資するため、調査委員会において、適切な方法により速やかに調査を行う。
 - 一 在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 在籍する児童生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (2) 重大事態が発生した際には、教育委員会を通じ、市長に報告する。
- (3) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- (4) 調査の結果を踏まえた、必要な処置を講ずる。

※ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合

- (1) 自殺防止に資する観点から自殺の背景調査を実施する。
- (2) 亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら背景調査を行う。
- (3) 自殺の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の方針」（平成 23 年 3 月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にしつつ以下の点に留意する。
 - ・遺族の要望・意見を十分に聴取しできる限りの配慮と説明を行う。
 - ・在校生及びその保護者に対してもできる限りの配慮と説明を行う。
 - ・遺族に対して主体的に在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、

| | | |
|-----------|--------------|----------|
| 目的・目標 | 組織の構成 | 概ねの期間や方法 |
| 入手資料の取り扱い | 遺族に対する説明の在り方 | |

調査結果の公表に関する方針 などについて、できる限り遺族と合意しておく。
 - ・できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、それらの信頼性の吟味を含めて客観的、総合的に分析評価を行う。
 - ・情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性が有ることなどを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

5 取組の評価・検証

◇ 洲本市における対策

洲本市いじめ問題対策推進チームに毎年度実施状況を報告した上で、基本方針に基づくいじめの防止等に向けた取組の検証を随時行い、その都度必要な改善に努める。

◇ 学校における対策

いじめの防止等に向けた取組について達成目標を設定するとともに、取組を年間計画として定める。それらの取組状況などを学校評価の評価項目に位置づけ、定期的に点検・評価を行い、改善に努める。その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告する。

平成 26 年 3 月 29 日 策定
平成 29 年 5 月 25 日 一部改定
令和 4 年 4 月 1 日 一部改定
令和 5 年 3 月 31 日 一部改定